

建設業界の皆様へのお願い

一部の重量オーバーの車両が道路の劣化を早めています！
一定の大きさ・重さを超える車両（特殊車両）での通行には、
道路管理者の「**特殊車両通行許可**」（裏面参照）が必要になります。
請負人には、通行許可を取って、通行条件や重量を守るように
働きかけをお願いします。

◇コンクリート床版への影響の試算

橋梁のコンクリート床版の劣化への影響度は、
重量（軸重）の約1.2乗に比例



◇橋梁の路面に穴が開いた事例



重量オーバーの車が
通行したため、床版
（車両を直接支える
部材）に穴が開いて
しまった事例です。



国土交通省からの4つのお願い



1

特殊車両通行許可取得の働きかけ

（請負人の特殊車両通行許可取得のための働きかけをお願いします）

2

適正な依頼時期にご協力を

（依頼を受けてから通行許可取得までに**一定の時間**を要するため、余裕を持った依頼や施工計画の策定にご配慮願います）

3

適正な費用負担が必要です

（通行許可条件によって前後誘導車を配置する場合は、注文者は請負人に対して適正な費用の支払いが必要です）

※注文者：元請、直近上位の下請など 請負人：下請、運送事業者など

4

通行時間帯へのご理解を

（通行時間帯が21時～6時に指定された時は、その時間帯で積込み・積卸しができるようご配慮願います）



MLIT

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土交通省道路局
道路交通管理課車両通行対策室



注文者と請負人双方の取組事例



【注文者⇔請負人】

- 許可証を注文者へ提出し、双方で確認
- 許可証の取得まで通行させない・通行しないことを説明
- 注文者主催または請負人からの提案で、合同の講習会を実施

【請負人⇒注文者】

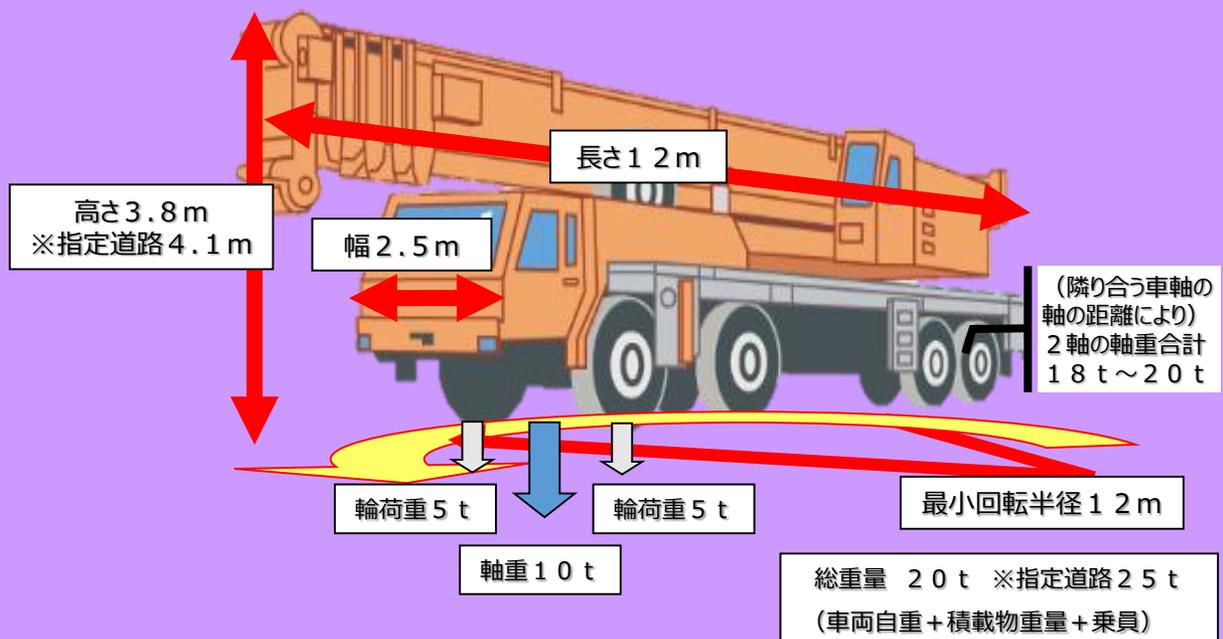
- 注文者へ特車通行許可制度を説明
- 運搬前に注文者へ積荷の重量・大きさ・荷姿等を確認

※注文者：元請、直近上位の下請など 請負人：下請、運送事業者など

＜特殊車両通行許可制度の概要＞

- 道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう造られており、この規格を超える車両は、道路構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるため、原則として通行できません。（道路法第47条）
- 車両の構造又は車両に積載する貨物を審査し、やむを得ないと道路管理者が認める場合に限り、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、車両の通行を許可する「特殊車両通行許可制度」がもうけられています。（道路法第47条の2）

車両制限令に基づく車両の一般的制限値



※一般的制限値を一つでも超える車両の通行には許可が必要になります。